

市立旭川病院使用料及び手数料条例の改定案

意見募集期間

令和8年7月15日（水）～8月17日（月）

改定の趣旨・考え方

- 市立旭川病院では、公的医療機関としての機能を将来にわたり維持していくという考え方のもと「市立旭川病院使用料及び手数料条例（以下「条例」という。）」で定める「駐車料金」について見直しを行うこととしました。
- 見直しに当たっては、駐車場の維持管理にかかる経費の上昇などを踏まえるとともに、市内の同規模病院との比較も行いながら改定案を作成しています。

改定案の内容

駐車料金（条例第2条第7項に基づく）

区分		現行料金	改定料金
- 診療を受けるために来院するとき - 診療を受ける者を乗車させて来院するとき		<u>無料</u>	<u>8時間無料</u> ただし、複数科の受診又は各種検査等、診療の都合により8時間を超えた場合は、超過分を無料とする。
上記以外	駐車時間が1時間以内のとき	<u>100円</u>	<u>200円</u>
	駐車時間が1時間を超えるとき	上記の額に加えて 30分ごとにつき <u>50円</u> を加算	上記の額に加えて 30分ごとにつき <u>100円</u> を加算

駐車料金の減免（市立旭川病院駐車場管理規程に基づく）

- 入退院日における入退院患者及びその送迎者。 - 入院している乳幼児や身体障害者及び重篤患者の家族などで、診療上必要と認めたとき。 - 病院からの要請があるとき。	改定なし
--	------

今後の取組

令和8年7月15日
～8月17日
意見提出手続き
(パブリックコメント)の実施



令和8年8月
最終案のとりまとめ



令和8年9月
議会に条例改正案を提案



議決した場合

令和8年12月
新料金適用